

令和3年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和3年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 72,000千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,633,923千円

（内訳）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	243,642	123,596		4,762	7,966	107,318
	老人福祉費	159,810	881		4,271	10,687	143,971
	児童福祉費	416,874	219,622		15,144	12,582	169,526
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	86,914	33,989			3,657	49,268
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	27,962	18,063			684	9,215
	介護保険 特別会計繰出金	142,015	7,821			9,272	124,922
衛生健	保健衛生費	556,706	116,547		47,191	27,152	365,816
合計		1,633,923	520,519		71,368	72,000	970,036

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。